

# 平成 25 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

## 第 1 審査の概要

### 1 審査の対象

平成 25 年度一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算等に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

### 2 審査の方法

知事から審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、

- ① 法令に照らし、財政指標の算出過程に誤りがないか。
- ② 法令等に基づき、適切な算定要素が財政指標の計算に用いられているか。
- ③ 財政指標の基礎となった書類等が、適正に作成されているか。
- ④ 財政指標の算定を行うに際して、客観的な事実に基づき、適切な判断が行われているか。

などに重点を置き、歳入歳出決算書、同付属書類及びその他の証憑書類と照合し、確認を行った。

なお、審査にあたっては、関係部局において積算根拠等の妥当性、客観性について確認したほか、公社・第三セクター等の現地調査を実施し、審査の参考とした。

## 第2 審査の結果

### 1 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

また、いずれの会計においても資金不足は発生していない。

#### 【健全化判断比率】

比率名	平成25年度	(参考) 早期健全化基準	備考
実質赤字比率	－%	3.75%	
連結実質赤字比率	－%	8.75%	
実質公債費比率	14.6%	25.0%	
将来負担比率	194.8%	400.0%	

注) 1 実質赤字比率は、黒字であることから算定されない。

2 連結実質赤字比率は、資金剰余（黒字）であることから算定されない。

#### 【資金不足比率】

会計名	平成25年度	(参考) 経営健全化基準	備考
地方卸売市場事業特別会計	－%	20%	
港湾整備事業特別会計	－%	20%	
流域下水道事業特別会計	－%	20%	

注) 各会計の資金不足比率は、資金剰余（黒字）であることから算定されない。

### 2 個別意見

平成23年度から平成25年度の3か年平均により算定する実質公債費比率は14.6%であり、早期健全化基準25.0%を下回る水準となっており、平成24年度都道府県平均13.7%（加重平均）をやや上回っている。

平成25年度の将来負担比率は、194.8%で、早期健全化基準400%を下回る水準となっており、平成24年度都道府県平均210.5%（加重平均）も下回っている。

建設地方債等残高は、平成 14 年度から減少傾向にあったものの、平成 19 年度から再び増加に転じ、高い水準となっている。

公債費も県債残高の増に伴い、高水準で推移することが見込まれることから、県債残高及び公債費の適切な管理に努められたい。

<参考>

(1) 実質赤字比率、連結実質赤字比率の算定における黒字額（実質収支額）及びその比率

項目	黒字額（実質収支額） 及びその比率	(参考) 24年度算定値
実質赤字比率	3,074,753 千円	5,974,362 千円
	0.73% ※	1.42% ※
連結実質 赤字比率	34,401,330 千円	35,629,452 千円
	一般会計等 3,074,753 千円	一般会計等 5,974,362 千円
	公営企業 31,326,577 千円	公営企業 29,655,090 千円
	8.27% ※	8.51% ※

※比率：実質収支額／標準財政規模×100

本県の場合は黒字比率となっている。

(2) 実質公債費比率、将来負担比率

項目	比率	(参考) 24年度算定値
実質公債費比率	14.6%	14.1%
将来負担比率	194.8%	200.0%

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金} - \text{算入公債費等の額}}{\text{標準財政規模} - \text{算入公債費等の額}}$$

実質公債費比率は、平成23年度から平成25年度の3か年平均により算定されることから、平成25年度単年度分の算定項目と平成22年度単年度分の算定項目を比較すると、分子は、元利償還金等が増加している影響により、約53億円(11.0%)の増加となっている。分母においては、普通交付税額や臨時財政対策債の影響により「標準財政規模」の増加額が「算入公債費等の額」の増加額を下回り、約13億円(△0.4%)の減少となっている。以上の要因により、平成24年度算定値14.1%と比較すると、0.5ポイント上昇している。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能財源等}}{\text{標準財政規模} - \text{算入公債費等の額}}$$

平成25年度の算定項目と平成24年度の算定項目を比較すると、分子は、基準財政需要額算入見込額の影響により「充当可能財源等」が増加し、約303億円(△4.2%)の減少となっている。分母においては、「標準財政規模」の減少の影響により約60億円(△1.7%)の減少となっている。以上の要因により、平成24年度算定値200.0%と比較すると5.2ポイント低下している。

(3) 資金不足比率の算定に及び資金剰余額およびその比率

【公営企業会計（公営企業法非適用）】

会 計	資金剰余額 及びその比率	(参考) 24 年度算定値
地方卸売市場事業 特別会計	2,210 千円	3,284 千円
	0.82%	1.23%
港湾整備事業 特別会計	5,491 千円	7,770 千円
	3.52%	10.84%
流域下水道事業 特別会計	498,619 千円	521,409 千円
	10.46%	11.45%

※比率：資金剰余額〔実質収支額〕／（営業収益－受託工事収益）×100  
本県の場合は黒字比率となっている。

【公営企業会計（公営企業法適用）】

会計名	資金剰余額 及びその比率	(参考) 24 年度算定値
水道事業会計	15,443,320 千円	14,373,355 千円
	163.42%	152.32%
工業用水道事業 会計	12,261,226 千円	12,445,613 千円
	218.89%	209.22%
電気事業会計	2,721,451 千円	2,302,216 千円
	105.16%	85.15%
病院事業会計	394,260 千円	1,443 千円
	14.39%	0.05%

※比率：資金剰余額（流動資産－流動負債等）／（営業収益－受託工事収益）×100

【財政健全化法における健全化判断比率等の対象範囲】

一般会計等 (普通会計)	一般会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
	特別会計	県債管理特別会計					
		三重県立総合医療センター資金貸付特別会計					
		母子及び寡婦福祉資金貸付事業特別会計					
		あすなろ学園事業特別会計					
		就農施設等資金貸付事業等特別会計					
		林業改善資金貸付事業特別会計					
		沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計					
		中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計					
		公共用地先行取得事業特別会計					
公営事業会計	公営企業会計	地方卸売市場事業特別会計					
		港湾整備事業特別会計					
		流域下水道事業特別会計					
	企業特別会計	水道事業会計					
		工業用水道事業会計					
		電気事業会計					
		病院事業会計					
	一部事務組合	四日市港管理組合					
地方公社・ 第三セクター等	三重県道路公社						
	三重県土地開発公社						
	三重県立総合医療センター						
	三重県立看護大学						
	三重県農林水産支援センター (損失補償)						
	三重県信用保証協会 (損失補償)						
	三重県産業支援センター (損失補償)						
	東海労働金庫 (損失補償)						

## I 実質赤字比率

### 1 対象範囲

一般会計及び特別会計のうち、次に掲げるもの以外のもの(以下「一般会計等」という。)

- (1) 地方公営企業法第2条の規定により同法の規定の全部又は一部を適用する(公営)企業(以下「法適用企業」という。)に係る特別会計
- (2) 地方財政法第6条に規定する政令で定める公営企業のうち、法適用企業以外のもの(以下「法非適用企業」という。)に係る特別会計
- (3) その他、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第2条で定めるもの(以下「(狭義の)公営事業会計」という。)に係る特別会計

### 2 対象となる一般会計等

三重県一般会計

三重県県債管理特別会計

地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計

三重県母子及び寡婦福祉資金貸付事業特別会計

三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計

三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計

三重県林業改善資金貸付事業特別会計

三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計

三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計

三重県公共用地先行取得事業特別会計

## II 連結実質赤字比率

### 1 対象範囲

公営事業会計、公営企業会計を含む県のすべての会計

### 2 対象となる会計

(1) 一般会計等 上記 I - 2 のとおり

(2) 公営事業会計に係る特別会計

(3) 法非適用企業に係る特別会計

三重県地方卸売市場事業特別会計

三重県港湾整備事業特別会計

三重県流域下水道事業特別会計

(4) 法適用企業に係る特別会計

三重県水道事業会計

三重県工業用水道事業会計

三重県電気事業会計

三重県病院事業会計

### Ⅲ 実質公債費比率

#### 1 対象範囲

公営事業会計、公営企業会計を含む県のすべての会計、一部事務組合

#### 2 対象となる会計等

- (1) 一般会計等 上記Ⅰ－２のとおり
- (2) 公営事業会計 上記Ⅱ－２－(２)のとおり
- (3) 公営企業会計 上記Ⅱ－２－(３)、(４)のとおり
- (4) 一部事務組合  
四日市港管理組合（一般会計及び特別会計）

### Ⅳ 将来負担比率

#### 1 対象範囲

公営事業会計を含む県のすべての会計、一部事務組合、地方公社及び第三セクター等

#### 2 対象となる会計等

- (1) 一般会計等 上記Ⅰ－２のとおり
- (2) 公営事業会計 上記Ⅱ－２－(２)のとおり
- (3) 公営企業会計 上記Ⅱ－２－(３)、(４)のとおり
- (4) 一部事務組合 上記Ⅲ－２－(４)のとおり
- (5) 地方公社  
三重県道路公社  
三重県土地開発公社
- (6) 第三セクター等  
三重県立総合医療センター  
三重県立看護大学  
三重県農林水産支援センター  
三重県信用保証協会  
三重県産業支援センター  
東海労働金庫

### Ⅴ 資金不足比率

#### 1 対象範囲

- (1) 法適用企業に係る特別会計
- (2) 法非適用企業に係る特別会計

#### 2 対象となる会計等

- (1) 公営企業会計 上記Ⅱ－２－(３)、(４)のとおり